

#Photo 阪急（ハッシュフォトハンキユウ） 公式アンバサダー運営規約

第 1 条 「#Photo 阪急」の目的と#Photo 阪急 公式アンバサダーの役割

Instagram 内で阪急電鉄株式会社（以後「当社」という）が運営する「#Photo 阪急（<@hash_photo_hankyu_official>）」は、阪急沿線にお住まい、もしくはご通勤・ご通学されている方だからこそ存知のローカルな沿線情報を、Instagram を活用して発信していただき、読者の方々に阪急沿線の様々な魅力を知っていただくことを目的としたコンテンツです。

#Photo 阪急 公式アンバサダー（以下：公式アンバサダー）は、「#Photo 阪急」において、阪急沿線の情報を発信するインスタグラマーとして、自己の責任において投稿記事を管理・運営し、当社が割り当てる Instagram のアカウント（以下：アカウント）及び「#Photo 阪急」全体の活性化・円滑化に相当の努力を払うものとします。

第 2 条 #Photo 阪急の運営方法

公式アンバサダーには、「#Photo 阪急」を運営するために、具体的に次のことを行っていただきます。

1. 当社が割り当てるアカウントを活用し、当社の方針や当社が作成したマニュアル等に沿って阪急沿線に関連した様々な情報を発信する。
2. 読者からのコメントをチェックするとともに、当社の方針や当社が作成したマニュアル等に沿ってコメント欄の適正な運用を行う。
3. 他の公式アンバサダーの記事も閲覧し、公式アンバサダー同士でのコミュニケーション形成に努める。
4. 機会があるときには、外部のブログや SNS を活用して、当社が割り当てるアカウントや「#Photo 阪急」の宣伝、情報拡散に努める。
5. 当社が割り当てるアカウントにおける記事の執筆は 1 週間に 3 回以上を努力目標とする。

第 3 条 公式アンバサダーの任期

公式アンバサダーの任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間とし、原則として途中での任務の終了は認めません。なお、任期開始日が当社休務日にあたる場合は翌営業日を開始日とし、任期終了翌日が当社休務日にあたる場合は、翌営業日の前日までを任期とします。

第 4 条 #Photo 阪急 運営に関する費用負担

「#Photo 阪急」で当社が割り当てるアカウントを運営する際に要する費用（アカウント管理に必要な機器購入費用、インターネット通信費用、取材に関する費用等）につきまして当社は一切負担いたしません。

第 5 条 公式アンバサダーの特典

当社は公式アンバサダー各人に対して、次の特典を設定します。

1. 4 月から翌年 2 月末までの活動内容から、当社が総合的に判断し、特に優れた活動をした者に賞品を進呈する。賞品の内容・該当者数等、詳細については別途定める。
2. 取材や宣伝時に必要となる名刺を、任期中に不足の無いよう提供する。
3. 取材先や読者との情報交換のために、当社指定の電子メールアドレスを各人 1 個任期中に貸与する。

第6条 禁止事項

公式アンバサダーは、「#Photo 阪急」で当社が割り当てるアカウントを管理するにあたり、次の行為を禁止します。

以下の禁止事項を守らなかったり、当社の方針や当社が作成したマニュアル等に従わなかったことで、第三者からのクレーム等の問題が発生、もしくは当社に損害が発生した場合には、任期の終了を問わず、発生した問題に関する公式アンバサダーがその責任と負担において解決していただきます。

1. 自身の投稿、読者からの投稿に関わらず、以下の内容を含む情報の公開
 - 第三者の個人情報
 - 虚偽の情報、もしくは不確かな情報
(読者から連絡先等が記載されている情報がコメントとして投稿された場合は、その内容についても確認を行うこと)
 - 第三者の知的財産権、肖像権等を侵害する情報
 - 特定の店舗、施設、人物等を誹謗中傷する情報
 - 犯罪行為、および犯罪行為に結びつく恐れのある情報
 - 著しく「#Photo 阪急」の主旨に沿わない情報
 - コンピュータウイルス等、閲覧者のコンピュータ等に被害を与える情報
 - その他、法律・法令、公序良俗に反する情報、読者が不快と感じる情報
2. 公式アンバサダーであることを利用した、本人の利益を目的とする商目的行為、及びそれに結びつく行為
3. 本人及び第三者による、求人活動、特定の思想を持った団体への勧誘活動、寄付・出資の募集、及びそれらに結びつく行為
4. 「#Photo 阪急」の運営に際して知り得た個人情報を第三者へ漏洩する行為
5. 「#Photo 阪急」の運営に際して知り得た当社に関する機密情報を第三者へ漏洩する行為
6. ID・パスワードなど「#Photo 阪急」の運営に必要な情報を第三者へ漏洩する行為
7. 読者よりコメントされた文章等、自身が権利を有していないデジタルデータを、投稿者に無断で「#Photo 阪急」以外へ転載する行為
8. 本規約によって生じる公式アンバサダーの権利・義務を他人へ譲渡する行為
9. 当社に著しく損害を与える行為
10. 暴力団、総会屋その他反社会的勢力に所属あるいは関係する行為
11. 当社が割り当てるアカウントのアカウント情報（プロフィール写真、名前、ユーザーネーム、ウェブサイト、自己紹介文章、登録メールアドレス、パスワード、プライバシー設定、他アカウント情報に紐づく設定）を、当社の事前の許可なく変更する行為

第7条 著作権等について

1. 公式アンバサダー本人の著作物について
「#Photo 阪急」にて、当社が割り当てるアカウントで運営時に公開した公式アンバサダー自身の著作物（文章・写真等）の著作権については、すべて公式アンバサダー本人に帰属するものとし

ます。

2. コメント投稿について

コメントとして第三者から「#Photo 阪急」で投稿された情報の著作権については、投稿者本人に帰属するものとします。

3. 当社は、1 項、2 項の全ての情報について、無償かつ無期限で利用出来る非独占的な利用権を保有するものとし、公式アンバサダー本人及び投稿者本人は一切の権利主張を行わないものとします。

第 8 条 当社による情報の変更について

当社は、「#Photo 阪急」で公開不適切と判断した情報が掲載されていた場合は、変更・削除出来るものとします。なお、その変更内容・削除したことについて速やかに公式アンバサダーへ連絡するものとします。

第 9 条 免責事項

1. 当社は、「#Photo 阪急」の各システム（当社が割り当てるアカウントの管理画面や当社との連絡用に発行する電子メール等）を利用できなかったことに起因して生じたいかなる損害についても、公式アンバサダー及び第三者に対して責任を負わないものとします。
2. 当社は、第 8 条に基づき、当社が公開不適切と判断し、その情報を変更・削除したことともない発生した損害については、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、事故・天災・Instagram サービスの終了等、何らかの理由により「#Photo 阪急」の記録データが消失した場合、責任を負わないものとします。
4. 当社は、公式アンバサダーが本規約を違反して生じた全て損害についてその責任を負わないものとします。
5. 当社は、公式アンバサダー本人やその周辺に発生したトラブル・損害等について、一切関与せず、また一切の責任を負わないものとします。

第 10 条 個人情報の取り扱いについて

1. 当社は、当社のプライバシーポリシーに基づき、個人情報を管理します。
2. 当社は、公式アンバサダーより取得した個人情報を「#Photo 阪急」の運営以外の目的で使用しないものとします。
3. 当社は、「#Photo 阪急」の運営に際して不特定多数の閲覧者に公開することを目的として、公式アンバサダーよりその承認を得た上で取得した個人情報を「#Photo 阪急」上で、不特定多数に公開できるものとします。また、それらは任期終了後であっても「#Photo 阪急」が終了するまでの間、保管・利用できるものとします。
4. 「#Photo 阪急」の運営に必要なものとして、当社が公式アンバサダーより取得する個人情報のうち、当社のみが使用する事を目的として取得した情報については、任期終了後 6 ヶ月保管し、その期間が終了後に破棄します。なお、任期終了後の期間内に本人から破棄の申し出があれば、速やかに破棄します。
5. 当社は、公式アンバサダーより取得した個人情報のうち、第三者への開示を許可されていない個

人情報について、司法機関や行政機関からの要請等、特段の事情がない限り、公式アンバサダー本人に断り無く第三者に提供しないものとします。

第 11 条 公式アンバサダー業務の終了

公式アンバサダーが本運営規約に反する行為を行った場合、または当社が公式アンバサダーにふさわしくない行為を行ったと判断した場合、その行為の是正を求めたり、任期の途中であってもその任務を終了させたりすることができるものとします。また、「#Photo 阪急」の閉鎖等、当社の都合により、任期中であっても公式アンバサダーの任務を終了させることができるものとします。この場合、公式アンバサダーは異議を唱えることはできないものとし、当社に対して一切の金品を請求しないものとします。

第 12 条 規約の改定

当社は本規約を随時改定できるものとします。

規約を改定する場合は、当社より公式アンバサダー全てに告知を行うものとします。

第 13 条 規約に定めなき事項

本規約に定めのない事項や本規約の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決するものとします。

以 上

2020 年 11 月 24 日 制定